

1	
2	第1 設問1
3	1 甲社の立場として考えられる主張
4	甲社の立場として考えられる主張として、Aに対し任務懈怠責任に基づく損害賠償責任（423条）を問う
5	ことが考えられる。そして、①Aがβを購入したことが重要な業務執行（362条4項柱書）に当たるにもかかわらず、取締役会の承認を得ていないこと、および、②Aがβを購入したことが善管注意義務違反（330条 民法
6	644条）に当たることを任務懈怠として主張することが考えられる。では、それらが任務懈怠といえるか。
7	2 ①について
8	この点、重要な業務執行に該当するかどうかは、当該業務執行に係る価額、その会社の総資産に占める価
9	格の割合、当該業務執行の目的、業務執行の態様及び会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判
10	断すべきであると解する。
11	まず、本件において甲社では、その内規では、5000万円以上の取引の場合に取締役会の承認が必要とされ
12	ているところ、このような規定は、その様な取引が会社にとって重要なものであるとの判断の上に成り立ってい
13	るものであり、基準として不合理なものとも言えないのであるから、まさしく重要な業務執行を類型化したもの
14	といえる。もっとも、本件におけるAの取引は4000万円であり、かかる類型化された重要な業務執行には当た
15	らない。もちろん、これのみをもって、重要な業務執行に当たらないと直ちには言えないが、その様に評価する
16	上で重要な事実であるといえる。さらに、甲社の総資産は100億円であり、その規模からしても、4000万円の取
17	引が重要であるとは言い難い。さらに、甲社ではこれまで5000万円未満の取引の承認が取締役会で問題となった
18	ことはないであり、これは、甲社が5000万円未満の取引を典型的に重要なものではないと考えていたことを示
19	し、この様な従前の状況からも、本件取引が重要な業務執行に当たらないことが推認される。
20	以上からすれば、本件取引は重要な業務執行とは言えない。
21	3 ②について
22	この点、経営判断は一定のリスクが伴うにもかかわらず、事後的な判断により責任を問われるとすれば、
23	取締役の判断が委縮し、会社の発展が阻害されるおそれがある。

1	そこで、当該行為当時の状況にかんがみ、当該会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見・
2	経験を基準として、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がある場合に限り、善管注意義務違反を肯定すべ
3	きであると解する。
4	本件において、βには汎用性がなく、かつ、事前の取締役会では、4000万円は過大な金額ではないかとの
5	意見が出ていたこと、さらに、Aが乙社との契約を締結する前であって、βの購入が無意味になるかもしれない
6	リスクがあることからすれば、取締役会の承認を得ることなく、勝手に本件取引に踏み切ったことは軽率であつ
7	たと言わざるを得ない面があるのは確かである。しかしながら、本件方針では、乙社との取引は甲社にとり重要
8	なものであるとして、できる限りその要望に従うことが確認されていたのであるから、Aの行為は本件方針に従
9	ったものとも評価できる。さらに、乙社は甲社以外にもαについての契約の可能性を示唆しており、かつ、現在
10	の試作品の品質では取引をすることはできず、供給交渉の前提としてまずは、より質の良いαの試作品を用意す
11	るように言われている。そうだとすると、より質の良い試作品なくしては乙社との取引はあり得ないということ
12	になるし、もたもたしていると他社に先を越される可能性も十分あるという状況であるといえる。この様な状況
13	でβを用いればより質の高いαの試作品を作れるというのだから、βを買うことが不合理であるとまでは言い難
14	いし、上記の様な他社との競争状況からすれば、取締役会を招集するよりも早く試作品の作成にかかるという判
15	断も不合理とまでは言えない。さらに、これまで5000万円未満の取引の承認が取締役会で問題となったことがな
16	いという事実からは、甲社では、その様な取引は第2項取締役の独断で行って良いという暗黙の了解の存在を伺
17	うことができ、そうだとすれば、この事実も、Aの判断が不合理とまでは言えないことを基礎付ける。以上か
18	らすれば、Aの行為はその過程、内容に著しく不合理な点があるとはでは言えない。
19	よって、Aの行為は善管注意義務違反とは言えない。
20	4 以上より、Aに任務懈怠はないのであって、その余の要件を検討するまでもなく、甲社の主張は認められ
21	ない。
22	第2 設問2
23	1 甲社としては、Aが行った報酬の増額が任務懈怠に当たるとして、損害賠償を主張することが考えられ

1	る。
2	
3	(1) では、株主総会において報酬の上限だけを定め取締役会に一任し、さらに代表取締役に一任することが法
4	令違反(361条)として任務懈怠を構成しないか。
5	
6	この点、同項の趣旨はお手盛りの弊害から会社財産を守ることにあるところ、総額や上限さえ決まってい
7	れば不当に高額な報酬が支払われる危険性はなく、同項の趣旨に反さない。そこで、総額ないし上限を定め具体
8	的分配を取締役会に一任することも許されると解する。さらに、取締役会から代表取締役への具体的分配決定の
9	再一任も可能であると解する。ここでもお手盛り防止の観点からは問題ないからである。
10	
11	そうだとすると、本件では、上限を定めた一任であるため、適法であると言える。
12	
13	(2) そうだとしても、Aによる本件報酬決定は善管注意義務違反にあたり、任務懈怠を構成しないか。
14	
15	この点、株主総会が各取締役の報酬額等の決定を取締役会に一任する趣旨が、各取締役の職責・能力を勘
16	案した上で各人に相当な報酬額を決定することを委託するものである点に鑑みると、取締役の個人別の報酬等の
17	決定を再一任された代表取締役は、善管注意義務を尽くして、当該決定を行わなければならないと解する。もっ
18	とも、取締役に対する報酬というのは、取締役会による監督手段の一つ、すなわち取締役の行為に適切な評価を
19	下すことにより取締役の職務執行の適正を図るためのものと考えられるところ、それを監督手段として有効に機
20	能させるためには、取締役の行為を正当に評価し、その評価に基づいた適切な金額に設定する必要がある。そし
21	て、この決定は、諸般の事情を勘案した高度の経営判断を要するから、利益相反・内紛等の事情がない限り、取
22	締役会または再一任を受けた代表取締役が判断すべき事項といえる。そこで、再一任を受けた代表取締役には、
23	広い裁量が認められ、かかる裁量の濫用・逸脱と言える場合、すなわち、株主総会の委任の趣旨に照らして不合
24	理な場合に限り、善管注意義務違反といえると解する。
25	
26	本件において、Aは株主総会で、役員の報酬を増額することにつき、新たな人材確保および同業他社と比
27	較し報酬が少ないことから、報酬を向上させ、取締役の意欲向上を図ることをその理由として述べている。その上
28	で、株主総会決議が行われたことからすれば、これらを踏まえて適切な金額を決定することが株主総会における
29	委任の趣旨であると言える。そうだとすれば、新たな人材確保がない以上、取締役の勤務状況に照らし、特段の

1	事情がない限りは、全取締役の報酬を向上させるのが株主総会の委任の趣旨に適うものといえる。そして、A以
2	外の取締役につきその報酬を維持または減額すべき事情は特に存在しないことからすれば、本来ならば、程度の
3	差はあれど、全取締役の報酬を向上させるべきであったと言える。にもかかわらず、Aは自己の報酬のみを大幅
4	に向上させただけであり、上記株主総会の委任の趣旨に明らかに反し、著しく不合理と言わざるを得ない。
5	よって、Aの行為は裁量の濫用・逸脱行為として、善管注意義務違反となると言える。
6	(2) そして、今回Aの報酬は2億円増額されているところ、そのうち明らかに適切な報酬向上分を超える部分
7	については、本来ならば、Aに支払うべきではない部分であったといえるため、その部分につき損害が生じて
8	いたといえる。
9	(4) そして、かかる損害はAの本件報酬決定によって生じたものである。
10	(5) 以上より、甲社はAに対し、増額された2億円のうち、適正価格分をこえる以上の部分につき損害賠償を
11	主張することができる。
12	
13	第3 設問3
14	1 本件請求が認められるか。
15	(1) 本件では、Gは理由を示しているし(433条柱書)、特に拒絶事由(433条2項)も存在しない。
16	(2) もっとも、本件では、本件請求時点では、Gは、議決権約3.2%に相当する株式を保有しているため、持株
17	比率要件は満たしているが(433条柱書)、その後約2.9%となり、口頭弁論終結時には、かかる要件を満たして
18	いない。そのため、それでも本件請求が認められるかが問題となる。すなわち、かかる要件は請求時に満たして
19	いれば良いのか、それとも、判決時まで満たしていることが必要かが問題となる。
20	この点、会計帳簿閲覧謄写請求権は訴訟であるため、本案判決言い渡しの要件である訴訟要件は口頭弁論
21	終結時に満しておかなければならないところ、持株比率要件は訴訟要件であるため、途中でかかる要件を満たさ
22	なくなってしまった場合には、訴えは却下されると解する。
23	本件においても判決前にかかる要件を満たさなくなっている以上、本件請求は却下せざるを得ない。
	(3) もっとも、本件でGが持株比率要件を満たさなくなったのは、本件増資が原因であるところ、かかる増資

1	
2	が信義則に反し、例外的に、Gが訴訟要件を喪失したとしてもなお、本件請求が信義則上認められるということ
3	にならないか。
4	本件において、Aには令和5年7月から9月にかけて自らの親族の語学留学のための費用を海外調査費用
5	の名目で甲社に負担させていた疑惑がある。そして、本件増資についての議論を終始主導していたのはこの様な
6	疑惑のあるAである。さらに、甲社の経営状態が従来と比べて悪化していたことは事実であったものの、甲社は
7	特に使う当てのない多額の預貯金を有していたことから、事業継続のための緊急の資金が必要であるという状態
8	にはなかったにもかかわらず本件増資がなされている。この様な状況に照らせば、AがGによる本件請求を妨害
9	すべく本件増資を行ったと勘上げるのが合理的であり、かかる推認を覆す様な事情もない。よって、本件増資は
10	Aによるかかる意図のもとで行われたと考えるべきところ、この様な場合に、本件請求を却下したのでは、法が
11	433条を設けた意味を無に帰することとなる。そうだとすれば、本件では、信義則上、本件請求を認めるべきで
12	あるといえる。
13	以上より、本件請求が認められる。
14	以上
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	